

(2) 職員の意識改革に係る提案

① 職員の意識改革に必要な研修の実施

- ・全職員に対してコンプライアンス意識を涵養するための研修を実施
- ・研修を受けた職員がコンプライアンス意識を自己チェックできる仕組みなどを検討
- ・幹部職員に対して民間企業でのコンプライアンスの取組に関する啓発機会の検討

《所管課 行財政局監察室》

平成23年度末の評価	A	平成23年度当初設定方針どおりに進捗している。
平成24年度の取組方針		
<p>今後も、不適正な経理処理の要因となった「(業務に必要であれば) 多少のルール違反は許されるという悪しき組織風土の存在、職員の公金に対する間違った意識、新たな事務処理の位置づけへの認識のなさの意識を改革すること」(報告書 31 頁) に重点を置いた研修を継続して実施していく。また、受講者全員に研修内容を実践に生かしていく心構え、感想を含むアンケートを実施し、研修受講だけで終わるのではなく研修の効果を持続的に高めていくため、研修内容や方法を改善していく。</p>		

② 新たな事務処理等に関する研修の継続的な実施及び研修効果を高める工夫

- ・新たな事務処理も含めた財務会計事務研修の実施
- ・物品等の資産管理や予算執行の計画的な管理に関して研修項目に追加

《所管課 行財政局監察室》

平成23年度末の評価	A	平成23年度当初設定方針どおりに進捗している。
平成24年度の取組方針		
<p>今後も、具体的事例を用いるなど研修内容を必要に応じて見直しながら継続して実施していく。</p>		

■平成24年度中間進捗状況(平成24年4月1日～11月30日) ■

平成24年度 事務処理のコンプライアンスの徹底に向けた全課長級職員研修の実施

昨年度、一昨年度に引き続き7月25日～30日の間、5回(1回:約2.5h)に分けて全課長級職員を対象に実施した。本年度は、市長講話を通じて管理監督者が果たすべき職場でのコンプライアンス推進の意義を市長自ら徹底するとともに、経理適正化の具体的事務処理に関しては、物品管理の新しい基準や共通物品一括調達制度の周知とともに、財務会計事務の留意事項に関して具体的事例を用いて内容を説明した。また、全受講者を対象にコンプライアンスの意義や研修の理解度を確認するための記名式の受講者アンケート(※)を実施した。

※「不祥事根絶、コンプライアンス推進のために課長級職員が果たすべき役割は何か。」など3項目に対して自由記載で回答してもらった。回答者の97%が「内容を理解できた」と回答があった。

7月25日(水曜)

課長級職員研修において、コンプライアンスをテーマに市長講話を行いました



事務処理のコンプライアンスの徹底に向けた課長級職員研修において、職員や職場のコンプライアンス徹底にむけた課長級職員の心得について講話しました。矢田市長は「市職員の使命である市民からの信託に応えていくために、常に市民目線、市民感覚に立って公務を遂行し、業務を改善していくことが重要であり、職場にも徹底させること。職員の指導に当たっては、寛容さと厳しさを両立させながらコミュニケーションを図るとともに、不祥事の未然防止のために課長自らのチェックを欠かさないことが大切である。課長が先頭に立ってコンプライアンスを実践、推進してほしい」と述べました。

神戸市ホームページ「市長の動き」(<http://www.city.kobe.lg.jp/information/mayor/ugoki/>)より

《研修項目》

コンプライアンス推進に向けた市長講話／経理適正化に向けた平成24年度の取組方針／物品等の新たな専決調達事務処理の確実な運用／会計事務～物品管理の見直しと会計事務の留意点等～／適正な予算執行管理／職員の賠償責任に関する規則制定等

《受講者数》695人

全課長級職員研修での受講者へのアンケート実施

全課長級職員を対象に実施した「事務処理のコンプライアンスの徹底に向けた課長級職員研修」では、「コンプライアンス推進等のために課長級職員が果たすべき役割は何か」など4項目の記名式アンケートを実施し、回答率は100%であった。「市民目線や市民意識に立って仕事をするために必要なこと、心がけることは何か」という質問に対して、回答の多数が、共有理念の項目である「風通しのよい組織風土づくり」「前例踏襲の打破、業務改善等」「市民への説明責任」「公金意識の徹底」であった。管理監督者を中心に意識の浸透を図っている。

平成24年度 コンプライアンスの推進に係る職場研修の実施

全課長級職員研修を踏まえ、7月25日～9月28日までの間、所属長が講師となり、各職場において、全所属職員を対象に、職員コンプライアンス共有理念(平成23年5月策定)等に基づき公務員としての使命やコンプライアンスの意義を再確認し、服務倫理に関する意識啓発及び予算執行事務や物品会計事務等に関する正しい知識習得及びその徹底を図った。

《実施所属数、受講者数》361所属、約14,000人

会計事務に関する研修での取組み

○課長級職員である新たな審査担当者を対象とする会計事務研修(4月13日／受講者数68人)

毎年度、実施している会計事務研修において、審査担当者としての心構えや留意点について具体的事例を用いて内容を説明した。

○会計・契約事務等／事務担当者を対象とした基礎実務研修

(6月19日／受講者数 会計事務：113人、契約事務：124人)

契約事務のコンプライアンスをテーマにした建設系技術職員特別研修の実施

8月28日～30日の間、6回（1回：約2.5h）に分けて建設系技術職員を対象に、経理事務適正化の意義や入札手続も含めた契約事務に関するコンプライアンスの要点とともに、対象職員の身近な契約事務処理における事故防止の留意点を周知徹底した。

《研修項目》

コンプライアンス推進、服務倫理徹底に向けた職員部長講話／工事契約事務の実務上の留意点／経理契約における留意点等／調達事務のコンプライアンスに関する留意事項等

《受講者数》約1,400人

階層別研修の実施を通じたコンプライアンス意識の啓発

昨年度に引き続き、毎年度、実施している階層別の研修にコンプライアンスについてのカリキュラムを盛り込み、提言及び神戸市職員コンプライアンス共有理念の啓発を通じて法令遵守、倫理意識の徹底を図った。

○3級職員研修（7月25日／受講者数：170人）

○係長昇任時研修（7月24日／受講者数：149人）

○主任研修（10月2日／受講者数：248人）

幹部職員向けのコンプライアンス推進に向けた特別研修の実施を計画

12月21日に係長級職員以上の管理監督者（受講希望：約340名）を対象に実施予定。「不正・不祥事はどうして起こるのか。『気づき』が組織、職員を守る。」と題して、リスクマネジメントの視点から、事例を素材に、不祥事がどうして起こってしまうのかについて機能的に解明していく。不祥事の芽を早期に発見し、防止していくための考え方を解説する計画としている（計画どおり12月21日に実施済）。

《講師》梅林啓 弁護士（第一東京弁護士会所属）

③ 職員の責務の明確化、厳格化

- ・新たな事務処理に関わる職員の役割内容に応じた責務の明確化
- ・違法な経理処理に関与した職員に対する厳正な懲戒処分の徹底

《所管課 行財政局人事課、監察室》

平成23年度末の評価	B	平成23年度当初設定方針の途中段階である。
平成24年度 of 取組方針		
改正懲戒指針の周知徹底と、不祥事根絶のため、さらなるコンプライアンス意識の向上を図っていく。また、賠償責任を負う職員の指定に係る規則を速やかに策定し、規則の趣旨及びその内容を正確に関係職員に周知するとともに、公金を扱う責任の重さの自覚、公金意識の徹底を図っていく。		

■平成24年度中間進捗状況（平成24年4月1日～11月30日）■

経理適正化委員会等での議論を経て、8月17日に地方自治法第243条の2第1項に基づく違法な予算執行等が生じた場合の関係職員への賠償責任規則を盛り込んだ「神戸市会計規則」、「地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則」その関連規定及び「神戸市契約規則」改定を公布し、9月1日から施行した。また、規則の趣旨や内容について、全課長級職員を対象に実施した「事務処理のコンプライアンス

スの徹底に向けた課長級職員研修」や「契約事務のコンプライアンスをテーマにした建設系技術職員特別研修」での周知とともに、先述した「コンプライアンスシート」や「調達事務のコンプライアンスに関する手引き」等で周知啓発した。

平成24年9月1日より

違法な予算執行行為などに対する 職員の賠償責任の規則が施行されました。



私たちには、社会人として働いている以上、仕事に対する責任と義務があります。

予算は法令に基づき正しく執行する必要があります。地方自治法に規定のある一定の予算執行事務を、その権限をもつ職員が、故意又は重大な過失(※)により、法令の規定に違反して事務処理をしたり、または事務処理を行わないことで市に与えた損害を、その職員が賠償しなければならない場合があります。

さらに、上記の事務を直接補助する職員についても、市が規則で指定すれば賠償責任を負うこととされています。

神戸市では、この予算執行行為に係る賠償責任に関する規則が平成24年9月1日より施行されています。



コンプラさん

規則(神戸市会計規則第83条の2)の主な内容は以下のとおりです。

※ 対象となる予算執行行為

①支出負担行為、②支出命令、③支出命令の審査(支出負担行為の確認)、④支出又は支払、⑤監督又は検査

※ 賠償責任を負うことと指定する職員

上記の行為のうち①～④については、副市長以下専決規程等の専決権限に基づいて決裁をする職員(課長級職員以上)、及びこれらの決裁をする職員が事故のある時に事務を代行する職員(原則、係長級職員以上)。⑤については、実際に監督、検査をする職員(担当職員、係長級職員)。

・違反行為があった後に、退職や人事異動があったとしても、責任を免れません。

以上の責任は、故意又は重大な過失(※)によって市に損害を与えた場合であって、きちんと法令に従った事務処理を行っていれば、職員個人が賠償責任を負うことはありません。

また、予算執行事務を全く行わない方には、今回の話は関係のないことと思われるかもしれませんが、しかし、私たちの仕事は、全て法令に基づいて、公金を使って行っているという緊張感を常に持つようしてください。

(※)例えば、法令違反であることを知っていながら、あるいは、重大な不注意で法令に違反した場合を言います。



職員向け啓発教材「コンプライアンスシート」より抜粋

平成24年度中間進捗状況に対する専門委員の評価

A 現時点では、ほぼ取組方針どおりには進捗している。

評価理由

関係課による経理適正化委員会での協議や検討を踏まえ、8月に賠償責任を負う職員の指定に係る規則を制定し、同月開催の第4回経理適正化推進本部会議で全部局に周知徹底するとともに対外的に公表し、9月1日より施行している。

また、職員周知の取組みに関しても、制定前の段階(7月末)で、専決権者や審査担当者として規則で指定された課長級職員に対して、全課長級職員研修を通じて、予算執行事務に対する法令遵守意識の向上等の同規則の趣旨や要件などの留意点を周知啓発している。

さらに、規則制定後も、8月末の建設系技術職員研修での周知、11月には、規則内容のポイントを盛り込んだ全職員向け冊子の「調達事務のコンプライアンスに関する手引き」を作成し、全職場に配布している。

以上の取組みを踏まえると、ほぼ方針どおりに進捗しているものと評価できる。

上谷委員
奥谷委員
近谷委員